平成２３年（フ）第２１５号
北海道苫小牧市有明町２丁目11番３号　セフティー１―202
債務者　潟邊　正則
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４号
北海道苫小牧市新中野町２丁目16番11号　竹本マンションＢ―３
債務者　大井　節子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１６号
北海道苫小牧市青雲町３丁目８番15号　ハイツまるいＮＯ97―101号
債務者　片川　昭仁
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１０４３号
宮城県多賀城市山王字東町浦16番地の３　ＦＵＴＵＲＥ21・106号
債務者　伊藤　静夫
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８０号
宮城県名取市植松２丁目４番43―１号　フレグランスＪＡ―Ａ102号、従前の住所宮城県名取市那智が丘３丁目７番地の10
債務者　吉田　治美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６４号
仙台市泉区旭丘堤２丁目12番28号　コーポ欅102
債務者　藤倉　和幸
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６９号
宮城県名取市美田園７丁目23番地の１　第３団地２号棟２号室、住民票上の住所宮城県名取市下増田字屋敷167番地の２
債務者　柳沼　はな
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７０号
宮城県名取市美田園７丁目23番地の１　第３団地２号棟２号室、住民票上の住所宮城県名取市下増田字屋敷167番地の２
債務者　柳沼　伸也
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９３号
宮城県岩沼市館下１丁目２番30―103号
債務者　鈴木　貴則
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４４号
仙台市若林区大和町５丁目５番15―204号
債務者　黒須　達也
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
仙台市青葉区米ケ袋２丁目２番23―106号
債務者　坂上　惠子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
宮城県角田市角田字栄町60番地　１号
債務者　伏見けい子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１０３号
宮城県石巻市門脇字二番谷地13番地342、前住所宮城県石巻市須江字しらさぎ台３丁目４番地１
債務者　李　みちる
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第３号
宮城県石巻市渡波字下榎壇37―10　ソファレアパート202号、住民票上の住所宮城県石巻市幸町４番３号
債務者　阿部　文明
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
茨城県水戸市河和田３丁目2260番地　市営河和田住宅51―６棟１―６号
債務者　眞貝野理子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３３６号
長野県安曇野市穂高有明7717番地４
債務者　坂本萬理子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６１３号
岐阜市清761番地　フレスト三里１Ｆ号室
債務者　中田けいこ
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
岐阜地方裁判所